

ちょっとしたしたことでも、 良いことを思いついたら、 実用新案権を取ってみませんか？



実用新案権とは？

実用新案権とは、物品の形状、構造または組み合わせに係る考案を保護するための権利です。考案とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいい、発明と違い高度であることを必要としません。



メリットは？

権利を取るためのハードルが低いことです。生活用品が対象になることが多いです。



デメリットは？

他人が権利を侵害した場合、差止をするのに色々な制約があります。

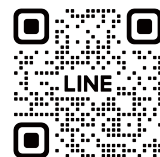


知的財産を守りましょう。活かしましょう。

DAN PAT. 静岡だん特許事務所
代表弁理士：出雲暖子
静岡県静岡市葵区安東 1-10-25

お問合せは、HPの問い合わせフォーム・
公式ライン・お電話から

054-248-5195



公式LINE



WEBサイト